

記号の見方 ㊂日時 ㊂会場 ㊂内容 ㊂対象 ㊂定員 ㊂費 ㊂参加費 ㊂申し込み ㊂締め切り ㊂持ち物 ㊂お問い合わせ

☎444-0815

### 「八街市健康プラン」パブリックコメントの実施

市では、市民の健康づくりと各種健康づくり事業の指針となる八街市健康づくり増進計画「八街市健康プラン」の策定を進めており、市民の皆さんから広くご意見をお伺いします。

**公開コーナー**  
(月曜～金曜日)  
②市役所ロビー  
(土曜・日曜日、祝日)  
③中央公民館、図書館  
④市ホームページ

**縦覧時間**  
①②は、午前8時30分～午後5時  
③は、開館日の開館時間内

**募集期限** 5月13日(日)

**縦覧場所**  
①健康増進課・市役所公文書

**縦覧場所**  
☎443-1631

### ディスクゴルフをやってみよう

フライングディスク(フリスビー)を投げて、バスケットの形をしたゴールに何回目に入れられるかを競う、手軽で気軽にできるスポーツです。

**時** 4月22日(日)、5月20日(日)、6月24日(日)(雨天中止)  
各日午前10時～正午

**場** スポーツプラザ

※開催場所は、当日、スポーツ振興課窓口でご確認ください。

**費** 無料

**縦覧時間**  
前日午後5時15分までにスポーツ振興課に電話で申し込み。当日現地でも申し込みできます。

**縦覧場所**  
スポーツ振興課  
☎443-1465



### 善意ありがとうございます

○野球場建設のため指定寄付  
小澤会様より 50000円

○文化会館建設のため指定寄付  
こうみんかん祭実行委員会様より 27322円  
八街市文化会館建設有志一同様より 10792円

### 運転免許証を自主返納した65歳以上の方を支援します

高齢者の交通事故を減らすため、運転免許証を自主返納した65歳以上の方を対象に、八街市内循環バス(愛称ふれあいバス)の回数乗車券を交付します。

支援は1人につき1回限りです。(すでに支援を受けた方は対象外となります)

運転免許証を自主返納した日から起算して6カ月以内に企画政策課窓口で申請してください。

**対**市に住民登録され、運転免許証の自主返納時に満65歳以上の方

**因**ふれあいバスの回数乗車券55枚(55回乗車相当分)の交付

**申請に必要なもの**  
・「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」  
※運転免許センターか警察署で交付されます。  
・印鑑  
**企画政策課**  
☎443-1114

### 市指定文化財「額絵馬「捕馬の図」の展示



郷土資料館では、平成28年8月の台風9号により損壊していた市指定有形民俗文化財である額絵馬「捕馬の図」の修復を行い、5月6日(日)まで公開しています。

公開後は、奉納されていた岡田の馬頭観世音堂に納められます。ぜひ、この機会にご見学ください。

**郷土資料館**  
☎443-1726



### 平成30・31年度入札参加資格審査申請(随時申請)の受付

八街市の建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託の入札に参加するためには「八街市入札参加資格者名簿」に登録されている必要があります。

平成30・31年度「八街市入札参加資格者名簿」に登録を希望する方は、入札参加資格審査随時申請の手続きを行ってください。

**申請方法などの詳細は、「ちば電子調達システム」ホームページの「平成30・31年度入札参加資格審査申請マニュアル」をご覧ください。**

**ちば電子調達システム**  
<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/>

**財政課**  
☎443-1117

### こころの健康相談 ～ひとりで悩まず、話してみませんか～

「家庭、職場、学校での人間関係が上手くいかない」「なにかをやる気が出ない」「眠れない」「アルコール依存症」などの不安や悩みを、成田地域生活支援センターの専門スタッフに相談ください。

**毎月第2月曜日**  
(10月・1月・2月は第3月曜日)  
午後2時～4時

**場**総合保健福祉センター  
予約制で3組までです。  
**年間予定日**  
5月14日、6月11日、7月9日、8月13日、9月10日、10月15日、11月12日、12月10日、平成31年1月21日、2月18日、3月11日

**障がい福祉課**  
☎443-1649

### 水道の届け出は忘れずに

引っ越しなどで、新たに水道を使用したり、使用をやめたりする際には、ヴェオリア・ジェネッツ(株)八街営業所(☎443-5595)までご連絡ください。

**給水の申し込み**  
・引っ越ししてきたとき  
・家を新築したとき  
・アパートなどに入居したとき

**給水の中止**  
・引っ越ししていくとき  
・長い間水道を使用しないとき  
※水道料金の精算を忘れずに行ってください。

**名義変更**  
・使用者または所有者の名義が変わるとき

**水道課**  
☎443-0677